宍粟市行政不服審査法施行細則をここに公布する。

令和６年３月13日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第22号

宍粟市行政不服審査法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）、行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第５号）及び宍粟市行政不服審査法施行条例（令和６年宍粟市条例第２号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（手数料の減免）

第３条　条例第４条第２項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人（次項において「審査請求人等」という。）は、法第38条第１項又は法第78条第１項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は宍粟市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に提出しなければならない。

２　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（審査会）

第４条　審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

４　審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

５　審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

６　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

７　審査会の公印の名称、寸法、書体、使用区分、個数及びこれを保管する課は、次の表のとおりとする。

名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	保管者	個数
宍粟市行政不服審査会会長之印	方21	れい書	会長名をもって処理する文書	総務部総務課長	1

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。